

令和6年度 常滑市監査計画

令和6年3月27日
常滑市監査委員決定

常滑市監査事務処理規程第4条及び常滑市監査基準（令和2年4月1日施行）第7条の規定に基づき策定する令和6年度常滑市監査計画は次のとおりとする。

1 基本方針

監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に当たっては、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、予算執行の適法性、効率性、妥当性を検証することにより、事務事業が効率的に運営され、市民に対しその事業目的を達成しているかどうかについて監査等を実施するものとする。

2 年間計画

令和6年度において実施する監査等の種類及び対象は次のとおりとし、それぞれの具体的な内容は個別の実施計画において定める。

なお、実施予定時期については、令和6年度監査実施計画表（別紙）のとおりとする。

3 監査等の種類及び対象

（1）定期監査（地方自治法第199条第4項）

令和6年度の市における事務及び事業の執行全般を対象として、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという観点から実施する。

なお、監査を効率的に実施するために、監査対象について着目する重点項目を設定し、事務事業ごとに定める。

対象とする所属は、全所属を3年に1度のサイクルで実施する。ただし、小中学校、子育て総合支援センター、幼保育園、こども園、児童館は毎年抽出して実施する。

（2）随時監査

ア 行政監査（地方自治法第199条第2項）

市の特定の事務や事業の執行を対象として、必要があると認めたときに、定期監査に準じて監査を実施する。

イ 工事監査（地方自治法第199条第5項）

市が実施した工事等を対象として、必要があると認めたときに、定期監査に準じて監査を実施する。

(3) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が財政的援助を行っている団体等、公の施設の指定管理者、出資団体に関する当該援助等に係る出納その他の事務の執行を対象として実施する。

ア 財政援助団体（補助金等交付団体）

市が補助金を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正で、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼として監査を実施する。

イ 公の施設の指定管理者

市が公の施設の管理を行わせている団体について、協定書に基づく履行が適切に行われ、施設の管理に係る会計経理は適正になされているかという観点を主眼として監査を実施する。

ウ 出資団体

市が出資している団体について、出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているか、また、設立目的に沿った運営がなされているかという観点を主眼として監査を実施する。

(4) 要求・請求に基づく監査

市長、議会又は市民等からの監査の請求等について、迅速かつ的確に対応し監査を実施する。

ア 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第 235 条の 2 第 2 項、公営企業法第 27 条の 2 第 1 項）

イ 議会の要求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項）

ウ 市長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項）

エ 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第 75 条）

オ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条）

カ 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 3 項※、公営企業法第 34 条）

※一部改正により令和 6 年 4 月 1 日施行

(5) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、公営企業法第 30 条第 2 項）

令和 5 年度決算を対象として実施する。

ア 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査

一般会計及び特別会計について、関係書類が法令に適合し、かつ決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

イ 公営企業決算審査

公営企業会計について、関係書類が法令に適合し、かつ決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状況及び建設改良事業について審査する。

(6) 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況について、基金運用状況調書等の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、基金の運用がその目的に沿って適正かつ効率的に行われているかという観点を主眼として審査する。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

健全化判断比率及び資金不足比率について、計数が適正なものとなっているか確認するとともに、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかという観点を主眼として審査する。

(8) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者所管の各会計及び企業会計に属する毎月の現金について、在高及び出納関係諸表等の計数が正確なものとなっているか確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかの検査を実施する。

4 監査等の実施体制

監査委員 2 名で監査等を実施し、事務局職員が補助する。資料に基づく監査のほか、必要に応じ、ヒアリング（説明聴取）及び現地監査により実施するものとする。

5 監査等結果及びその公表

監査等結果については、報告書又は意見書にまとめて、市長、議長等へ報告又は提出するとともに、市民に公表するものとする。

令和6年度監査実施計画表

月 監査種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査							対象所属を選定して実施					
財政援助 団体等監 査							対象団体を選定して実施					
決算審査			一般会計、特別会計、公営企業会計									
基金運用 状況審査			運用基金を対象として実施									
健全化判 断比率 及び資金 不足比率 審査			一般会計、特別会計、公営企業会計									
例月出納 検査	例日を25日として実施											